

和歌山県警察表彰規程

(最終改正：令和6年3月21日 和歌山県警察本部訓令第12号)

和歌山県警察表彰規程を次のように定める。

和歌山県警察警察表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県警察の表彰に関し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

(警察功績章)

第3条 警察功績章は、和歌山県警察職員（以下「職員」という。）として職務に精励し、勤務成績が優秀で、特に顕著な功労を収めて退職する職員に対して授与する。

(賞詞)

第4条 賞詞は、次のいずれかに該当し、多大の功労があると認められる職員に対して授与する。

- (1) 人命救助、身体又は財産の保護
- (2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 少年補導と育成指導
- (4) 交通の安全と円滑の確保
- (5) 警備事案の防止又は鎮圧
- (6) 災害、火災その他変事における警戒、防護又は救護
- (7) 警察上重要な発明、発見、改善又は研究
- (8) 警察の信頼を高めた著しい善行
- (9) 被害者支援及び警察相談
- (10) 20年以上又は30年以上の勤続
- (11) 10年以上勤続し、特に勤務成績が優秀である場合
- (12) 25年以上勤続し、良好な成績を修めて退職する場合（警察功績章の受章者を除く。）
- (13) 前各号のほか、賞詞を授与することが相当と認められる場合

(賞状)

第5条 賞状は、次のいずれかに該当し、顕著な業績があると認められる部署に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕

- (2) 災害、火災その他変事における警戒、防護又は救護
- (3) 優秀な業務成績
- (4) 前各号のほか、賞状を授与することが相当と認められる場合
(賞誉)

第6条 賞誉は、次のいずれかに該当する職員又は部署に対して授与する。

(1) 職員

- ア 第4条各号のいずれかについて功労があると認められる場合
- イ 年間の業務成績が特に優秀と認められる場合
- ウ 警察用緊急自動車の運転、警察航空機の操縦・整備又は警察用船舶の運航に従事し功労が認められる場合
- エ 警察術科振興に功労が認められる場合
- オ 留置管理に従事し功労が認められる場合
- カ 研修成績が優秀と認められる場合
- キ 10年以上勤続し、良好な成績を修めて退職する場合
- ク 前各事項のほか、賞誉を授与することが相当と認められる場合

(2) 部署

- ア 第4条各号のいずれかについて功労が認められる場合
- イ 前号各事項のほか、賞誉を授与することが相当と認められる場合

(感謝状)

第7条 感謝状は、次のいずれかに該当し、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して贈呈する。

- (1) 人命の救助
- (2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 少年の非行防止
- (4) 交通の安全
- (5) 災害、その他の変事における警戒又は救護
- (6) 前各号のほか、警察活動に対する永年の協力

(副賞)

第8条 第2条の表彰には、次の基準に従い、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。ただし、特別の必要がある場合は、この額の5倍まで増額して付与することができる。

- (1) 賞詞 1人当たり 3,000円以内
- (2) 賞状 1部署当たり 5,000円以内
- (3) 賞誉 1件当たり 1,500円以内、部署は3,000円以内
- (4) 感謝状 1人当たり 1,000円以内、団体は3,000円以内

(部長の表彰)

第9条 警察本部の部長（以下「部長」という。）は、主管業務について功労があると認められる職員又は部署に対して表彰することができる。

2 部長は、第7条に掲げるいずれかの事項について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して感謝状を贈呈することができる。

(所属長の表彰)

第10条 警察本部の所属長及び警察署長（「以下「所属長」という。）は、主管業務について、功労があると認められる職員に対して表彰することができる。

2 所属長は、第7条に掲げるいずれかの事項について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して感謝状を贈呈することができる。

(表彰上申)

第11条 所属長は、第2条に掲げる表彰に該当するときは、期日を指定したものを除き、別に定める様式により、業務を主管する所属長及び部長を経由して、本部長に上申するものとする。

(表彰審査委員会)

第12条 警察本部に警察表彰審査委員会（以下「表彰委員会」という。）を置き、本部長を委員長とし、各部長（情報通信部長を除く。）、首席監察官、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を委員として構成する。

2 表彰委員会は、本部長が審査を必要と認める表彰事案のほか、表彰基準等の改正その他審査が必要な事項について審議するものとする。

3 委員長は、審議のため必要がある場合は、委員以外の職員を臨時に委員会に出席させることができる。

4 表彰委員会の事務は、警務部監察課が行う。

(表彰状の様式)

第13条 本部長表彰以上の表彰状の様式は、別に定めるところによる。

(賞じゅつ金の付与上申)

第14条 所属長は、表彰上申事案が賞じゅつ金の付与に該当するものであるときは、その種別に従い、別に定める賞じゅつ金付与上申書を作成し、本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の上申書を受理したときは、前条の表彰上申に係る上申書とともに賞じゅつ金の付与を近畿管区警察局長を経て警察庁長官に上申するものとする。

3 前項の賞じゅつ金上申書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 賞じゅつ金の種別
- (2) 功労の概要
- (3) 功労が部内外に与えた影響
- (4) 扶養家族の状況
- (5) 障害者賞じゅつ金に係る障害の程度

(退職又は死亡者の表彰)

第15条 表彰を受ける者が表彰前に退職又は死亡したときは、退職又は生前の日にさかのぼって表彰する。

(表彰の制限)

第16条 本部長は、表彰上申された者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、表彰を行わないことができる。

- (1) 懲戒処分にと認められる事故を起こして処分が定まっていない者

(2) 刑事事件に関して起訴されている者

(3) その他表彰することが適当でないと認められる者

2 所属長は、表彰上申後において、被表彰上申者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにこの旨を本部長に報告しなければならない。

(各種大会等表彰の取扱い)

第17条 警察部内の各種大会、競技会、コンクール等における表彰等は、その都度、本部長が定めるところにより行うものとする。

(表彰の記録)

第18条 監察課長は、規則及び本部長表彰以上の表彰が行われたときは、別に定める表彰原簿に記録するとともに、上申した所属長及び受賞者の所属に通知するものとする。